

地域みらい留学365 ガイドライン

0. はじめに

本ガイドラインは、**教員の皆様を対象に**、生徒が安心して「地域みらい留学365」にチャレンジできるよう、応募までに必要な確認・調整や手続きをはじめ、来年4月の留学開始までに必要となる事柄についてまとめたものです。

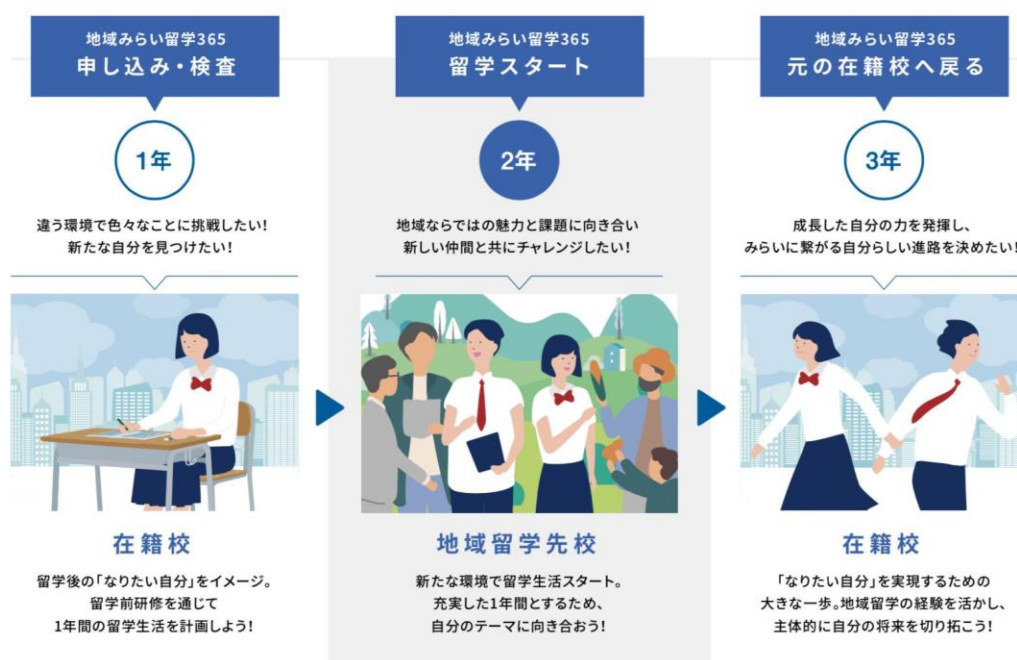
貴校の生徒が本プログラムへ参加を希望された際には、教員の皆様におかれましては、**留学候補校への連絡に始まり、履修計画の確認から応募に至るまで、様々な場面でご対応いただくこととなります。**地域みらい留学365事務局(一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム)としても精一杯サポートさせていただきますので、生徒のチャレンジを実現させるため、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地域みらい留学365について

「地域みらい留学365」は、内閣府の「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」として2020年度にスタートしました。高校2年生の1年間を異なる地域の高校で過ごす国内留学であり、その地域ならではの魅力的な高校生活を送れるよう、地域・高校が一丸となって生徒をサポートします。

地域みらい留学365は高校1年生の時に申し込み・検査を行い、

2年生時の1年間留学をするプログラムです!



生徒が入学した高校(以下、「在籍校」)に籍を残したまま、2年次に別の地域に留学し、3年次に在籍校に戻り卒業するためには、学校教育法上の「学校間連携」の制度を活用し、留学先校で学

んだ科目の単位を在籍校で認定する必要があります。そのためには、在籍校と留学先校の間で、事前に学習評価や履修のほか、費用、安全配慮などについての確認・調整が求められます。

この学校間の調整については、これまでも、地域みらい留学365事務局が、必履修科目を中心とした教育課程のマッチングをサポートし、応募までのフローが円滑となるよう進めてきました。

2022年度からは、「在籍校エントリー」のフォームも新設しましたので、在籍校の校長・副校長/教頭・教務主任の先生方におかれましては、留学の検討を進めたいと生徒から相談がありましたら、まずは「在籍校エントリー」にご登録下さい。ご登録を受け、本ガイドラインの記載事項を含め、事務局から以降に必要な手続きについてご連絡させていただきます。(より詳しくは、ホームページ(<https://c-mirai.jp>)にて公開している「在籍校様ご検討の流れ」をご確認ください)

なお、以降に生じる、留学先の候補校への問い合わせや連絡については、原則として、生徒・保護者からではなく、在籍校の校長・副校長/教頭・教務主任から一本化して行っていただきますようお願いすることとなります。

2. 両校での確認・調整事項について

在籍校と留学先校とで確認・調整が必要となるのは主に以下「2-1.」から「2-4.」の4つの事項です。確認・調整にあたっては、留学先校から積極的にご提案を行うほか、ご不明な点などについては地域みらい留学365事務局がサポートに入るなど、在籍校に過度な負担がかからないように配慮いたします。

2-1. 履修計画の確認

生徒が留学先校で修得した単位は、36単位を上限として、在籍校において認定することが可能です。生徒が3年間で在籍校を卒業できるよう、3年間を通した履修計画を両校で確認・調整してください。

まず、ホームページ(<https://c-mirai.jp>)で公開する「留学先校教育課程表」を確認し、在籍校の教育課程と比較します。その際、在籍校の2年次に設定されている科目が留学先校において開設されていないなど、卒業に必要な科目が留学先校で履修できないケースも当然に想定されます。こうした場合には、

- ・ 留学先校において、地域みらい留学365の期間中に当該科目を開設する
- ・ 在籍校において、地域みらい留学365の終了後に当該科目の履修を認める

などの対応が考えられます。逆に、1年次に在籍校で履修済みの科目が留学先校の2年次に必履修科目として設定されているケースや、あるいは、在籍校が通信制高校であれば、留学期間中も在籍校の科目を履修が可能なケースなども考えられます。

様々なケースが想定されますが、どのような場合にあっても、生徒が留学先校での生活や環境になじみやすい履修計画になっているかなど、地域みらい留学365が生徒にとって有意義な経験となるよう、両校で確認・調整頂きますようお願いいたします。

2-2. 学習評価及び指導要録の記載

生徒が留学先校で修得した単位の認定とあわせて、その学習評価も在籍校において行います。在籍校での学習評価の参考とするため、留学先校が生徒の学習状況について記録し、これを在籍校に伝達するなどの方法が考えられますが、

- ・ 留学先校での学習の成果の記録の方法
- ・ 在籍校への伝達の方法、頻度
- ・ 生徒自身から在籍校への成果発表の機会の設定

などについても調整いただき、生徒の留学先校での学びが在籍校において適切に評価されるような工夫を行うことも重要です。

また、地域みらい留学365の期間中も指導要録の作成は在籍校で行います。このため、留学先校が生徒の学習状況や出欠状況など、指導要録に記載すべき内容について記録し、これを在籍校に伝達する必要があります。必要な情報や伝達の頻度など、あらかじめ両校で確認・調整してください。

生徒が留学先校で修得した単位を在籍校が認定した場合、履修上の特記事項として、「各教科・科目等の学習の記録」の備考欄に記入いただくようお願いいたします。

なお、指導要録の様式では「留学」の欄が設けられていますが、これは海外への留学を行った際に記入する欄であり、地域みらい留学365には適用されませんので、ご注意ください。

2-3. 徴収する費用

地域みらい留学365においては、二重に授業料を負担することのないよう、留学先校では授業料は徴収いたしません。留学時の、在籍校における授業料等の扱いについては、規程等に基づき各校でご判断いただきますようお願いいたします。

一方で、寮費や食費などの生活費に加え、留学先校で生徒が様々な活動を行うことに伴い、学校行事等への参加費は生徒が応益の範囲で負担する必要があります。2年次に在籍校で徴収する予定の費用のうち、地域みらい留学365への参加により不要となるものについては徴収しないこととするなど、生徒・保護者の経済的負担に配慮し、両校で1年間の費用の徴収のあり方について調整してください。

なお、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金については、地域みらい留学365の期間中も引き続き受給することが可能です。高等学校等就学支援金は在籍校の所在地での申請、また、高校生等奨学給付金は保護者の住所地での申請となるため、地域みらい留学365の期間中の受給申請の方法等について、在籍校と保護者の間で受給申請の方法等を確認する必要があることにもご注意ください。

2-4. 生徒の安全配慮

地域みらい留学365の期間中の生徒の安全配慮の体制が曖昧にならないよう、

- ・ 健康情報の引継ぎや管理の方法

- ・ 両校間及び保護者との緊急時の連絡の方法
- ・ 保険の加入状況

などについて、両校で確認・調整をお願いいたします。

なお、在籍校で独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)の災害共済給付制度に加入している場合、留学先校においても、加入しているものと扱われます。したがって、実際の請求手続きは在籍校が行うことになるため、両校は留学中の生徒が不利益を被ることがないよう、十分に連携(※)する必要があります。例えば、下記に示す活動等を行う中で災害が発生した場合には在籍校の管理下の災害として取り扱うことを確認・合意するようにしてください。

- ① 学校間連携を適用する「地域みらい留学365」で計画された履修科目
- ② ①以外の教育課程(教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動)
- ③ 教育計画に基づく課外指導
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中
- ⑥ 留学先校が管理する寄宿舎にあるとき

また、給付金支払の請求がなされた場合、JSCは発生した災害について災害共済給付の給付対象と認めるかどうかを審査します。留学中の生徒と留学先校に在籍する生徒を等しく取扱うためには、災害共済給付の対象となる災害の範囲に対する考え方については同様に扱う旨を明記しておく必要があります。

なお、災害共済給付について免責の特約を付した場合の注意点ですが、留学先校において留学中の生徒が被災しそれが訴訟等に発展し、当該災害について留学先校が損害賠償の責めに任ずる場合であっても、当該災害は在籍校での災害となるため、免責の特約を利用できるのは在籍校の設置者となることを確認しておく必要があります。

免責特約の詳細についてはJSC学校安全Web(<https://www.jnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/87/Default.aspx>)を御参照下さい。

※ 具体的には、留学中の生徒が学校の管理下で負傷等した場合には、災害の概要や対応状況等について、遅滞なく都度、留学先校は在籍校に連絡し、生徒が治癒するまで継続して必要な配慮を行う必要があります。また、給付金の請求手続きに必要な災害報告書や各種の必要書類等の郵送手続き等についても連携して行う必要があります。

2-5. 両校間の連携

災害など不慮の事態が起こった場合や、地域みらい留学365の継続が困難になった場合などに備え、両校間の連絡が密にとれるよう、体制の構築をお願いいたします。

3. 留学先校への応募について

応募は、必ず在籍校から行っていただくこととしております。これは、「2. 両校での確認・調整事項について」に記載の確認・調整がなされたことを前提に応募を受け付けるためです。

検査方法や検査日、応募にあたっての条件等は留学先校により異なります。学先ごとの詳細な応募条件や連絡先については、ホームページ(<https://c-mirai.jp>)の「応募・検査要項」をご確認ください。(6月中旬公開予定)

3-1. 1次募集の流れ

1次募集については、以下のスケジュールで行います。(全校共通です。)

●募集期間:10月11日(火)～10月25日(火)

希望する留学先校の応募条件を満たしていることを確認の上、留学先校が指定する応募書類を用意し、在籍校から留学先校へ応募してください。第2志望まで応募が可能です。

なお、検査に関する事項や、地域みらい留学365への参加が決定した場合の事前・事後研修(詳細は「5. 事前・事後研修について」参照)についての連絡を受けるため、留学を希望する生徒の連絡先等について留学先校から地域みらい留学365事務局へ共有いただく必要があります。その旨、「同意書」の参考書式(ホームページ(<https://c-mirai.jp>)にて公開しています)に記載しておりますので、内容を確認の上、応募の際に提出してください。

●検査期間:11月1日(火)～11月13日(日)

●検査結果通知:11月15日(火)

1次募集の結果について在籍校へ通知(郵送・メール・FAXのいずれか)します。

在籍校は、生徒に、同意するか辞退するかを確認の上、11月18日(金)までに留学先校に連絡してください。同意の場合、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくよう、お願いいたします。

●繰り上げの場合の通知:11月21日(月)～11月25日(金)

在籍校から参加の承諾を受けた生徒が辞退した場合など、繰り上げでの参加が可能となった場合、在籍校へ通知(郵送・メール・FAXのいずれか)します。

生徒に、同意するか辞退するかを確認の上、すみやかに在籍校から留学先校へ連絡し、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくよう、お願いいたします。

3-2. 2次募集について

1次募集の状況によっては、留学先校において個別に2次募集を行う場合もあります。2次募集の詳細については、12月上旬にホームページ(<https://c-mirai.jp>)にてお知らせする予定です。

4. 最終手続きについて

地域みらい留学365にチャレンジすることが決まったら、生徒が不安なく1年間を過ごすことができるよう、在籍校・留学先校間で調整・確認した事項について「確認書」としてまとめてください。

なお、確認書は両校間で交わすものですが、生徒がより安心してチャレンジすることができるよう、可能な限り生徒にも共有いただきますようお願いいたします。確認書の参考書式はホームページ(<https://c-mirai.jp>)にて公表しております。

その他、留学先校ごとに必要となる最終手続き書類が異なりますので、「応募・検査要項」をご確認の上、ご準備をお願いいたします。「推薦書」や「同意書」も、参考書式をホームページ(<https://c-mirai.jp>)にて、公開しておりますので、適宜ご活用ください。

5. 事前・事後研修について

地域みらい留学365の1年間をより実りあるものとするため、チャレンジする生徒向けの研修を地域みらい留学365事務局主催で開催予定です。研修の参加は必須です。

詳細については、地域みらい留学365への参加が確定した後に生徒にお知らせします。地域みらい留学365にチャレンジする生徒同士がネットワークを構築しながら、1年間の留学が実りあるものとなるよう、しっかりと準備をします。また、留学中や留学後にも研修を行い、地域みらい留学365での経験が一層生徒の力となり、将来につながるためのサポートをいたします。なお、研修に参加するための旅費等については原則として生徒個人の負担となります。

6. 参考資料など

● ホームページ(<https://c-mirai.jp>)

本ガイドブックの他、「応募・検査要項」などを公開しておりますので、確認ください。

また、応募書類(「留学志望理由書」「推薦書」「同意書」)、最終手続き書類(「確認書」)の共通様式・参考様式もダウンロード可能です。

● 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第97条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

第99条 第97条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定(注:大学・高等専門学校、専修学校等における学修や、知識・技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動等に係る学修)に基づき与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

● 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)(抄)

別紙3

〔2〕 指導に関する記録

(7) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入する。

- ② 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

地域みらい留学365についてご不明点などがございましたら、
地域みらい留学365事務局 (info365@c-mirai.jp) までご連絡ください。

地域みらい留学365ガイドライン
2022年6月15日公開



本ガイドラインは、文部科学省と調整の上で作成したものです。